

答 申 書

香芝市長 福岡憲宏 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会
会長 金谷重樹

令和 6 年 3 月 8 日付け香秘第〇〇〇号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

香芝市長が審査請求人に対し令和 6 年 2 月 1 5 日付け香秘第〇〇〇号で不開示とした部分の処分を取り消すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

香芝市長が審査請求人に対し令和 6 年 2 月 1 5 日付け香秘第〇〇〇号でした処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市長（以下「市長」という。）に対し、香芝市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、「奈良地方裁判所「令和 4 年（行ウ）第 1 4 号出席停止処分差止め請求事件」の、令和 6 年 1 月 1 6 日に言い渡された判決に対し、香芝市議会議員若干名の連名により香芝市長あてに、控訴するよう申し入れた嘆願書」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、市長が、本件行政文書に記録されている情報の一部について不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分の取消しを求め

るものである。

2 前提事実等

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示の請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と定め、第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定し、ただし書きのイ、ロ及びハでそれぞれ「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員……【省略】……地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員……【省略】……をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げている。

3 市長が不開示とした情報

ア 市長に本件行政文書を提出した7名の者の氏名

イ 7名の者が市長に控訴することを求める理由

4 市長が不開示とした理由

特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから条例第7条第1号に定める情報に該当する。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

市長が不開示とした情報は条例第7条の定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

ア 香芝市議会議員は地方公務員法上の公務員に当たる。そして、本件開示請求は、市議会議員という公人が自らの立場としての議員の身分を明記した上で、その職務において、市長に対し、議案の提出を求めた（嘆願した）嘆願書の開示であり、令和6年1月24日に開かれた臨時議会本会議（以下「臨時議会」という。）において、市理事者側より提案された「議第2号 訴えの提起について」は、その嘆願に応答する形で提出された議案と考えるべきであるから、市長が不開示とした情報は十分に条例第7条第1号ただし書きハに該当すると考えるのが自然である。市長は、本件行政文書を私信と同等であると述べ、また、本件行政文書は嘆願書であり、嘆願書に対する応答義務はないから「議第2号 訴えの提起について」の議案は本件行政文書に応答する形で提出された議案である。」とする審査請求人の主張には理由が無いとする。しかし、市議会議員の議員定数の半数に近い7名(部分開示文書より判明)もの連名で市長あてに出された嘆願書が私信と同等であると誰が考えるか。

イ また、「令和4年（行ウ）第14号出席停止処分差止め請求事件」の判決が奈良地方裁判所で言い渡された後、市長並びに理事者側がその判決を不服として控訴するかどうかを決定するために少なからず時間を要したはずであるが、そのタイミングで市議会議員の半数近い議員の連名で嘆願書が提出されれば、それが控訴するかしないかの決定ではなく、控訴するかしないかを議会が決定する機会を作るために議案を提出すべきと市長並びに理事者側の思考の流れがそのようになることはごく自然の流れであり、たとえ嘆願書に応答したものとはまでは言えないとしても強く影響を与えたことは間違いない。

ウ 個人は識別できなくとも公にすることによりその個人の権利利益を損なうおそれがあるものについては、いったい何がどう利益を害するのか全く想像できない。市議会議員が議案を提出するよう市理事者に対し提出した者の氏名やその理由が公表されると、その各人の、どのような不利益が発生するのか、部分開示とするのならば、その可能性も具体的に明示しなければ、全く考えも付かないものに、不開示で納得せよとは無理がある。

エ 条例第9条には公益上の理由による裁量的開示ができる旨が記されている。令和6年1月24日の臨時議会で市理事者側より提案された「議第2号 訴えの提起について」が香芝市議会議員15名のうち、誰が市に対し、訴えの提起を嘆願したのかを知ることは、すなわち政策決定プロセスの情

報の一端を香芝市民が知ることであり、またそれは市民の大変重要な権利であり、市民の政治参画を促す重要事項であると考えられることから、実施機関（市理事者側）が開示することを決定する権利を有し、また開示が適当であると判断することが市民にとって望まれる対応であるとする。

（市長）

ア 市長あての要望は、これが公開質問状等の形式を採った場合を除き、公にされることを前提とせず、市政に関する自由な意見の表明としてなされるものであり、私信に近い性質を有するものである。この点、公開の委員会で審議される市議会議長あての請願・陳情とは区別されなければならない。市長あての要望は、当該個人の考え方を示したもので個人のプライバシーともいえるべきものであり、その取り扱いには格別の慎重が求められるべきである。要望書の提出は市政参加の重要な手段であり、自由率直に表明できることが保証されなければならず、当該個人の意思に関わりなく公開されるのであれば、当該個人の自由な意思の形成や意思実現のための諸活動に支障が生ずるおそれがあり、当該個人の正当な利益を害することとなる。本件について見てみると、本件嘆願書は個人としての要望ないしは陳情を述べた書面と考えられ、条例第7条第1号ただし書ハにおける「当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは認められない。

イ 嘆願書に対する応答の義務はないとされており、審査請求人の「令和6年1月24日に開かれた臨時議会において、市理事者側より提案された「議第2号 訴えの提起について」は、その嘆願に応答する形で提出された議案と考えるべき」という主張に理由はない。

ウ これを前提として本件行政文書には、提出者の氏名、つまり「特定の個人を識別することができる」情報とともにその理由が記載されており、これは個人の思想等に関する情報である。これらは公にされることを前提として記された情報ではないと認められるものであり、公にすることにより提出者の自由な意思形成や意思実現のための諸活動に支障が生ずるおそれがあり、提出者の正当な利益を害することとなる。

エ 条例第9条は、実施機関において、公益上特に必要があると認める場合に、裁量により開示することができることを規定したものである。加えて審査請求人が主張する事情をもって、本件行政文書を開示することに公益上特に必要があると認める場合とまで言えず、他の要望書や嘆願書と取り扱いを異にする理由はなく、本件行政文書を不開示としたことが裁量権の逸脱又は濫用に該当するとはいえない。

第4 当審査会の判断

- 1 当審査会が、いわゆるインカメラ審査により、本件行政文書を市長に提出した7名の者について見分したところ、7名の者のいずれも香芝市議会議員であることが認められた。
- 2 市に損害賠償を命じる判決に対し、香芝市議会が、市長の求めに応じて、地方自治法第96条第1項第12号に基づいてする香芝市政の方針としての控訴に係る議決において各議員がする賛成、反対又は棄権が各議員の職務に関する行為であることは明らかであるが、さらには各議員が香芝市政に係る議事機関ないし意思決定機関である同議会の構成員であることに照らせば、その職務に関する行為の範囲は広く、香芝市政全般に及ぶと解されるから、同議会議員が積極的に市長に対し香芝市政として控訴すべきことを求め、あるいは促すこともまた、当該議員の香芝市政に関する職務遂行の一環であると解するのが相当である。
- 3 そうすると、本件行政文書に記録された情報のうち市長が開示とした部分は、公務員である香芝市議会議員7名の氏名と、当該議員らが香芝市政の方針として控訴すべきことを市長に求める議員の職務遂行に係る情報を記録した部分であるから、条例第7条第1号ただし書ハに定める公務員の氏名と当該職務遂行の内容に係る部分に当たると解すべきである。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分は取消しを免れない。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。